

# マイナンバーの管理にご注意を！

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得が、電話やメール、訪問等により発生しています。

○マイナンバーの利用範囲は、法律で「社会保障」「税」「災害対策」の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続きでは、原則、顔写真付きの身分証明書などで本人確認を徹底することになっています。

○「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で人をだまし、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて、自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはできません。

○マイナンバーの通知や利用などの手続きで、口座番号などを電話で聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切るまたは無視することとし、コールセンターなどに連絡・相談してください。（役場の窓口でもお問合せに対応します。）



〈マイナンバー制度全般のご相談はこちら〉

●マイナンバー総合フリーダイアル ☎ 0120-95-0178

〈不審な電話などを受けたらこちら〉

●消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）

●警察 相談専用電話 ☎ 9110 または最寄りの警察署まで

〈マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の取扱に関する苦情はこちら〉

●特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口

☎ 03-6441-3452

◎通知番号カードや個人番号カードは紛失しないよう、大切に保管してください。

## 転入・転居・氏名変更をされる方へのお知らせ

転入、転居、ご結婚などにより氏の変更などをされる方は、「通知カード」「個人番号カード」への追記が必要となりますので、必ず同カードを住民課戸籍年金係まで持参されますよう、お願いします。

## 【通知カード・個人番号カードの問合せ】

住民課戸籍年金係 ☎ 0126-57-2111（内線333）

## 【不審な電話等のお問合せ】

総務課行政係 ☎ 0126-57-2111（内線213）



火災に注意しましょう！

